

**【問い合わせ先】**

海上保安庁警備救難部

刑事課 刑事企画指導官 渡邊 (海事、刑法、環境、漁業)

03-3591-6361(内線5402) 03-3591-7946(夜間直通)

国際刑事課 課長補佐 有馬 (薬物・銃器、出入国)

03-3591-6361(内線5501) 03-3581-1701(夜間直通)

警備課 専門官 村田 (入港等規制状況)

03-3591-6361(内線5606) 03-3591-9795(夜間直通)

平成 21 年 2 月 13 日

海 上 保 安 庁

## 平成 20 年の海上犯罪取締り等の状況

### 【 平成20年のポイント 】

#### 海上犯罪取締り状況

～ 送致件数が10年ぶりに8,000件超え～

末端価格約180億円に上る大量覚せい剤密輸入事件を摘発・日韓を舞台とした国際的密航斡旋組織の韓国人首謀者を国際手配

高額な海産物を狙った『密漁事犯』の送致件数が増加

衝突や乗揚げなどの『往来を妨害する罪』の送致件数が増加

安全なマリンレジャー活動を妨げる無検査航行等の『海事関係法令違反事犯』の送致件数が増加

複数クルー制が導入された部署の送致件数が前年比平均約30%増加

衝突逃走事件、いわゆる『当て逃げ』（16件）の検挙率が100%

#### 入港等規制状況

外国から本邦の港へ入港する船舶に対する規制を厳正に実施し、船舶や港湾施設などに対するテロの未然防止に寄与

我が国領海等における外国船舶の不審な航行を抑止

この度、平成 20 年の「海上犯罪取締り状況」及び「入港等規制状況」をまとめましたのでお知らせします。

## 海上犯罪取締り状況

平成 20 年における海上犯罪の送致件数は、**前年の 7,476 件から 8,019 件と 543 件増加し、前年と比べて約 7%増加しました。**

件数の面では、伸び率が最も大きいものは『海事関係法令』違反で前年比 15%増(3465 件 3969 件)、逆に減少したのは『出入国関係法令』違反、『薬物・銃器関係法令』違反とともに前年比 33 パーセント減(ともに 21 件 14 件)となりました。(送致件数の詳細は【別図】をご参照ください。)

海上犯罪取締り状況のポイントは、以下のとおりです。

### **末端価格約 180 億円に上る大量覚せい剤密輸入事件を摘発・日韓を舞台とした国際的密航斡旋組織の韓国人首謀者を国際手配**

国内外の関係機関との連携強化や一般市民に対する啓発活動の実施といった情報収集分析体制の強化、外国船舶に対する立入検査等の水際における監視・取締りの徹底等の各施策を強力に推進してきた結果、薬物の密輸事件としては、当庁として過去 2 番目の押収量(約 300kg、末端価格約 180 億円)となる、船舶を利用した大量覚せい剤密輸入事件を摘発したほか、薬物・銃器以外の密輸事件として、5,000 枚を超える偽造クレジットカード原板無許可輸入事件、偽造 100 円硬貨の密輸入事件を摘発しました。

また、密航事件としては、不法入国者の受け取りと不法出国者の引渡しを同時に行う一連の韓国人不法出入国事件を摘発し、国際的密航斡旋組織の韓国人首謀者を国際手配したほか、平成 11 年以降摘発のなかった、ロシアルートによるイラン人不法入国事件を摘発しました。

### **高額な海産物を狙った『密漁事犯』の送致件数が増加**

平成 20 年の漁業関係法令違反(外国人によるものを除く。)の送致件数は 1,927 件(前年 1,826 件)で前年と比較し 101 件(約 6%)増加しました。

同違反の大半を占める、いわゆる「密漁」事犯は、高級食材と言われるあわび・さざえ・なまこなどを狙ったものをはじめとして、密漁担当と港から市場までの輸送担当といった役割分担、販路確保のための水産物販売会社との結託やこれらへの暴力団関与など手口の悪質・巧妙化が進んでいますが、多くの密漁事犯を検挙するに至りました。

密漁に対しては、地域住民からの取締り要請も多く寄せられ、取締りを強化した結果が送致件数の増加となって現れたものと考えています。

### **衝突や乗揚げなどの『往来を妨害する罪』の送致件数が増加**

平成 20 年の刑法犯の送致件数は 1,171 件(前年 1,133 件)で前年と比較し 38 件(約 3%)増加しました。

特に、衝突や乗揚げ等の『往来を妨害する罪(業務上過失往来危険等)』は 939 件で全体の約 80%を占め、海上自衛隊イージス艦と小型漁船の衝突や、明石海峡での貨物船等 3 隻の多重衝突など社会的にも反響が大きい事件をはじめ多くの事件を送致しました。

### **安全なマリナレジャー活動を妨げる無検査航行等の『海事関係法令違反事犯』の送致件数が増加**

平成 20 年の海事関係法令違反の送致件数は 3,969 件(前年 3,465 件)で、前年と比較し 504 件(約 15%)増加しました。

安全なマリナレジャー活動等の妨げとなるおそれがある海事関係法令違反事犯に係る送致件数は、平成 17 年以降増加に転じており、特に平成 19 年以降は、船舶検査を適法に受検していない小型船舶が全国に 3 万~4 万隻存在するとの国土交通省海事局からの問題提起を踏まえ、強化期間を設けて、同局と連携しつつ、小型船舶に対する安全指導・取締りを積極的に実施した結果が送致件数の増加となって現れたものと考えています。

### **複数クルー制が導入された部署の送致件数が前年比平均約 30%増加**

海上保安庁においては、平成 20 年 1 月 1 日から順次、沿岸部や港内の事件・事故に対応する勢力である巡視艇について、「空き巡視艇ゼロ」を目指した複数クルー制を導入し、乗組員の休日や夜間等乗組員不在時の初動遅延の解消を図るとともに、容疑船の継続的動静監視による悪質な犯罪の取締り等、治安向上のための海上保安体制の強化を図っています。昨年 1 月から複数クルー制が導入された 34 部署の巡視艇については、送致件数が前年比平均約 30%増加(前年 912 件、本年 1,186 件)しており、取締りの面においても一定の成果を上げていると考えています。

### **衝突逃走事件、いわゆる『当て逃げ』の検挙率が 100%に到達**

平成 20 年における衝突逃走事件、いわゆる『当て逃げ』は 16 件発生し、これら全ての事件について容疑船を特定し検挙するに至り、検挙率は過去 10 年において最高となる 100%(前年 90%)に到達しました。

検挙率上昇の要因としては、発生した事件の約 8 割が比較的沿岸部に近い海域で発生していたこと、また、事故発生の際への通報が比較的短時間で行われたことにより、早期に巡視船艇・航空機による現場の状況把握、関係者からの事情聴取や

衝突の相手船に付着した容疑船舶の塗膜採取等の初動捜査を実施できたことが考えられます。

以上のように、海上における各種犯罪の発生は依然予断を許さない状況にあることから、海上保安庁では、巡視船艇・航空機等現有勢力を効率的かつ効果的に運用し、厳正な監視取締り体制をとるとともに、国内外の関係機関とも緊密に連携・協力しつつ、今後とも国民の期待に応えるべく、海上犯罪の監視取締りに万全を期していく所存です。

## **入港等規制状況**

### **外国から本邦の港へ入港する船舶に対する規制を厳正に実施し、船舶や港湾施設などに対するテロの未然防止に寄与**

外国から本邦の港へ入港する船舶から通報された船舶保安情報の通報内容等から保安措置が的確に講じられているかどうか調べる必要がある船舶に対しては立入検査を実施し、テロの危険のおそれの有無等について確認を行った結果、問題のある船舶は認められず、入港禁止等の強制措置に至った例はありませんでした。

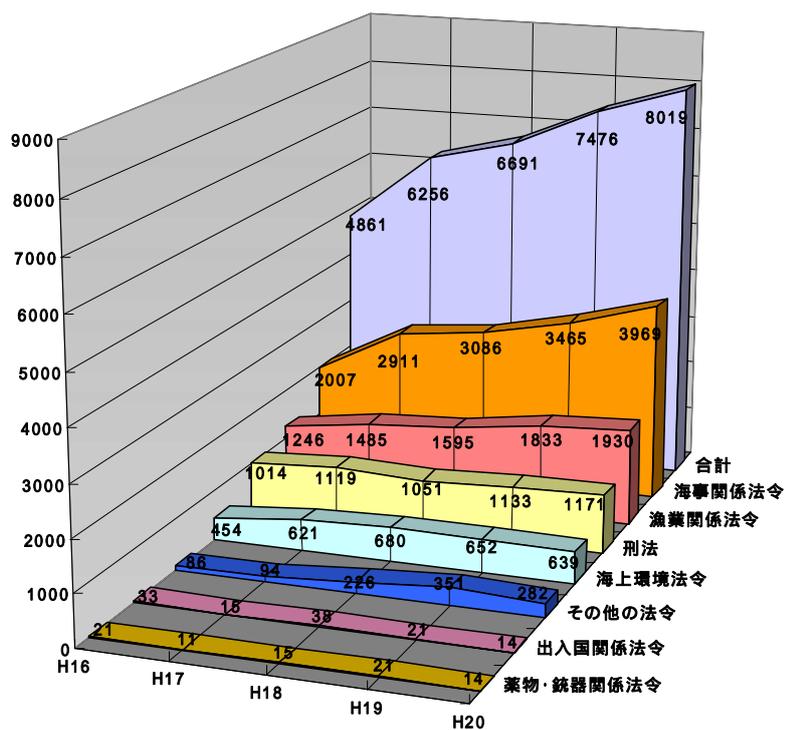
### **我が国領海等における外国船舶の不審な航行を抑止**

平成 20 年 7 月 1 日に「領海等における外国船舶の航行に関する法律」が施行されました。

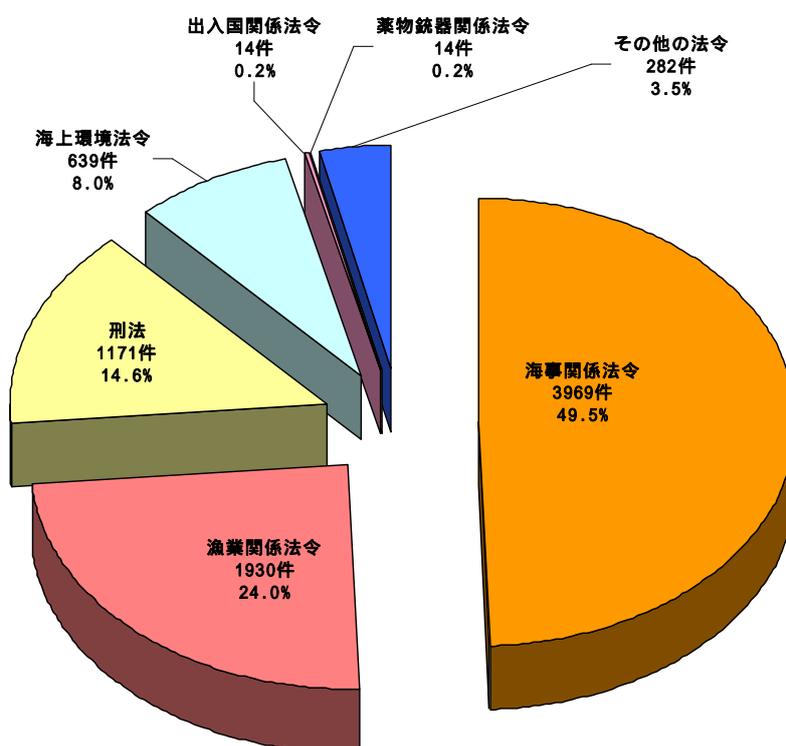
この法律により、領海や内水における外国船舶の航行は継続的かつ迅速に行わなければならない、我が国領海等における外国船舶の停留、びょう泊、係留、はいかい等を伴う航行や日本の港への出入りを目的としない内水の航行は原則として禁止されました。

平成 20 年の海上犯罪取締り等の状況の具体的な内容については、別添をご参照ください。

《法令別送致件数の推移(平成 16 年～平成 20 年)》



《法令別送致件数の構成比(平成 20 年)》



## 海上犯罪取締り状況

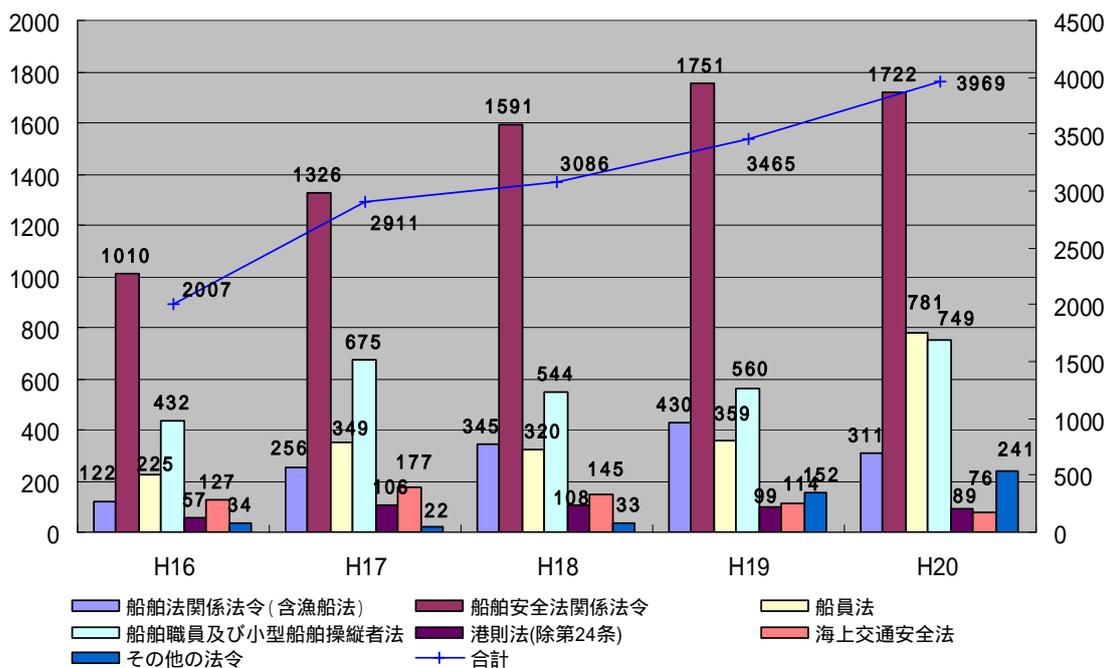
### 1. 海事関係法令違反の取締り状況

平成 20 年の海事関係法令違反の送致件数は 3,969 件(前年 3,465 件)で、前年と比較し 504 件(約 15%)増加しました。

罪種別では、無検査航行、定員超過や過積載の禁止等を規定する船舶安全法関係法令違反の送致件数が 1,722 件で全体の約 43%を占めており、次いで乗組員の雇用関係の届出や船長の指揮義務等を規定する船員法違反が 781 件で全体の約 20%を占めています。



《海事関係法令違反の法令別送致件数の状況》



また、行政処分の対象となる小型船舶の飲酒運転等の小型船舶操縦者の遵守事項違反については3件確認し、違反事項等を国土交通省に対して通知しました。

海上保安庁では、プレジャーボート等の活動が特に活発となるゴールデンウィークから夏季にかけて、船舶検査の有効期間及び定期検査の受検状況の確認を行う等小型船舶等に対する積極的指導・取締りを実施しました。

### 【平成20年の主な事件】

#### 天草周辺海域においてプレジャーボート無検査航行等を検挙(熊本海上保安部)

平成20年5月、熊本海上保安部では、ゴールデンウィーク期間中にプレジャーボートの活発な活動が予想される海域を重点に指導・取締りを強化した結果、船舶安全法違反(無検査航行)など計26件を検挙しました。

#### 長距離フェリーが航行区域外を航行し検挙(横浜海上保安部)

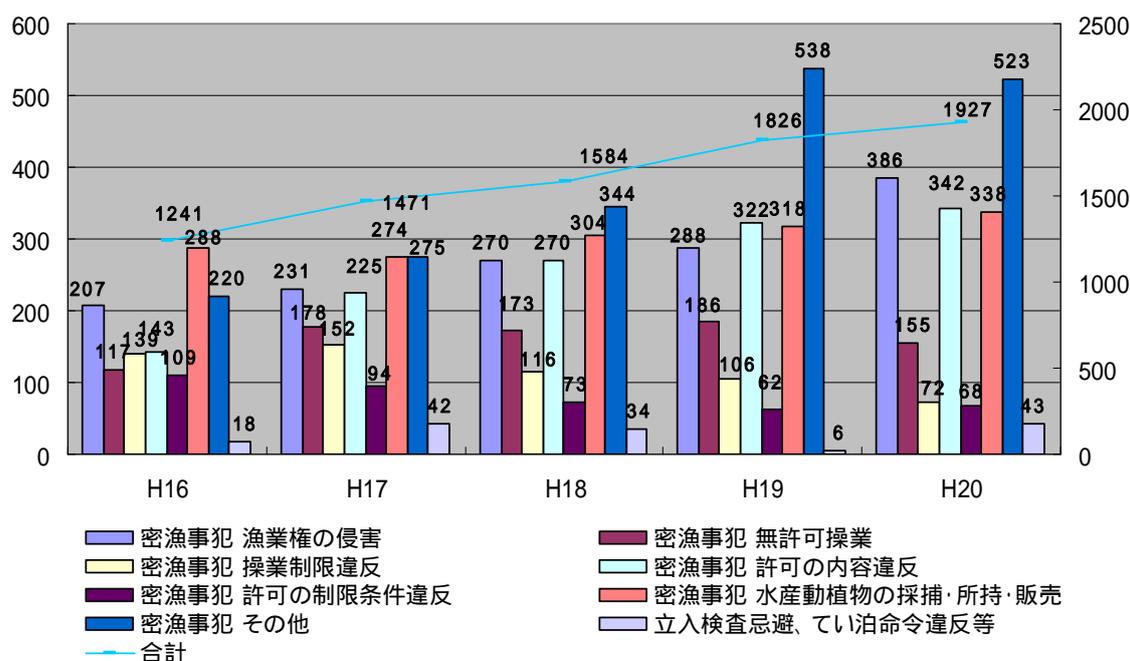
平成20年9月、しょう戒中の航空機が遠州灘沖を東向け航行中のフェリーを現認、当該海域は沿海区域(陸岸から概ね20海里以内の海域)以遠の海域であったことから無線通信により該船の航行が認められた海域を確認し、船舶安全法違反(区域外航行)を認定、フェリーの船長等6名を検挙しました。

## 2. 漁業関係法令違反(外国人によるものを除く。)の取締り状況

平成20年の漁業関係法令違反(外国人によるものを除く。 )の送致件数は1,927件(前年1,826件)で前年と比較し101件(約6%)増加しました。漁業関係法令の中でも、無許可操業、区域・期間外操業等のいわゆる「密漁」事犯の検挙に重点を置き、取締りを実施した結果、1,884件(全体の約98%、前年と比較し64件増加)を送致しました。



## 《漁業関係法令違反の法令別送致件数の状況》



「密漁」については当庁の取締り強化に呼応するかのようになり、送致件数は平成16年以降増加の一途を辿っており、その形態も、増加傾向にある漁業者以外の者による密漁、いわゆる「磯荒し」と呼ばれるものから、多数の密漁者の共謀や水産物販売会社と一体となった大掛かりなもの、暴力団の収入源となるものまで多様化しており、大規模な事案では余罪を含め、密漁による水揚げが数千万円にも及ぶものもあります。

特に、空気ボンベ等の潜水器具を使用して地元漁業者が保護・育成してきた魚介類を根こそぎ捕獲する悪質な潜水器密漁については、高級食材ともいわれる「あわび」「さざえ」「なまこ」を狙ったものが依然として大半を占める傾向にあります。

### 【平成20年の主な事件】

#### 指定暴力団組員等による「あわび」等潜水器密漁で10名逮捕（宮城海上保安部・石巻海上保安署）

平成20年1月、宮城海上保安部及び石巻海上保安署は、宮城県警石巻警察署と合同で、宮城県石巻市沿岸において「なまこ」や「あわび」など約650kg（販売価格360万円）を密漁していた指定暴力団幹部ら6名を宮城県漁業調整規則違反（無許可潜水器密漁）の容疑で現行犯逮捕しました。その後の捜査により、密漁アワビ搬入倉庫の管理人2名及び密漁あわびの買い付け業者2名も逮捕しました。

### **島根県西部海岸において潜水器密漁した佐賀県の密漁グループ19名を逮捕（浜田海上保安部）**

平成20年1月、浜田海上保安部は、佐賀県から島根県へ車で乗り付け、島根県浜田市沿岸に隠匿した密漁船を使用して「あわび」や「なまこ」など約700kg（販売価格390万円）を密漁したとして、少年1名を含む佐賀県唐津市在住の密漁グループ19名を島根県漁業調整規則違反（無許可潜水器密漁）の容疑で逮捕しました。

### **佐賀県東松浦郡玄海町沿岸において潜水器密漁した5名を検挙（唐津海上保安部）**

平成20年5月、唐津海上保安部は、佐賀県唐津市沿岸において潜水器を使用し「さざえ」や「うに」など約246kg（販売価格130万円）を密漁していた4名を漁業法違反等で緊急逮捕するとともに、現場から逃走した1名についても後日逮捕しました。本件は、改正後の漁業法（ ）の罰則が初適用された事案でした。

（ 改正後の漁業法：漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律）

## **3. 外国人漁業関係法令違反の取締り状況**

平成20年の外国人漁業関係法令違反の検挙件数は2件（前年5件）で前年と比較し3件の減少となりました。

その内訳は、漁業法違反が2件であり、外国人漁業の規制に関する法律違反及びEZ漁業法（ ）違反はありませんでした。

平成20年に検挙した事案は、全て外国漁船が当庁巡視船艇による再三の停船命令に従わず逃走を継続し、巡視船艇による強行接舷を実施するなどして停船させ、漁業法違反（立入検査忌避罪）で逮捕するというものでした。

海上保安庁としては、巡視船艇・航空機を効率的かつ効果的に配備し、国内外関係機関や地元漁業者といった地域住民との連携協力を図り、情報収集・分析活動を行い外国漁船の操業実態の把握に努め、適時適切な監視取締りを実施していきます。

外国漁船による漁業法違反事件



（ EZ 漁業法：排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律）

## 【平成20年の主な事件】

### 高知沖において巡視艇の立入検査を拒否した香港漁船を検挙(高知海上保安部ほか)

平成20年4月、「北上中の外国漁船とすれ違った。」との地元漁業者からの通報を受け、巡視船艇を現場海域に急派したところ、高知沖の我が国排他的経済水域において航行中の香港漁船を発見、立入検査を行うため再三にわたり停船命令を実施したものの同船は停船せず逃走を開始したことから、巡視船艇・航空機により追跡を継続し同船を捕捉、船長を漁業法違反(立入検査忌避)で検挙しました。

### 宮古島沖において巡視船の立入検査を拒否した台湾漁船を検挙(宮古島海上保安署ほか)

平成20年11月、夜間しょう戒中の巡視船が宮古島沖の我が国排他的経済水域において漂泊中の台湾漁船を発見、違法操業の疑いがあったことから動静監視を行っていたところ同船は航行を開始しました。巡視船は立入検査を行うため再三にわたり停船命令を実施したものの同船は停船せず、ジグザグ航行等巡視船の接近を妨げるなど逃走を継続したことから、巡視船艇・航空機により8時間にわたり追跡し強行接舷により同船に海上保安官を移乗させ船長を漁業法違反(立入検査忌避)で検挙しました。

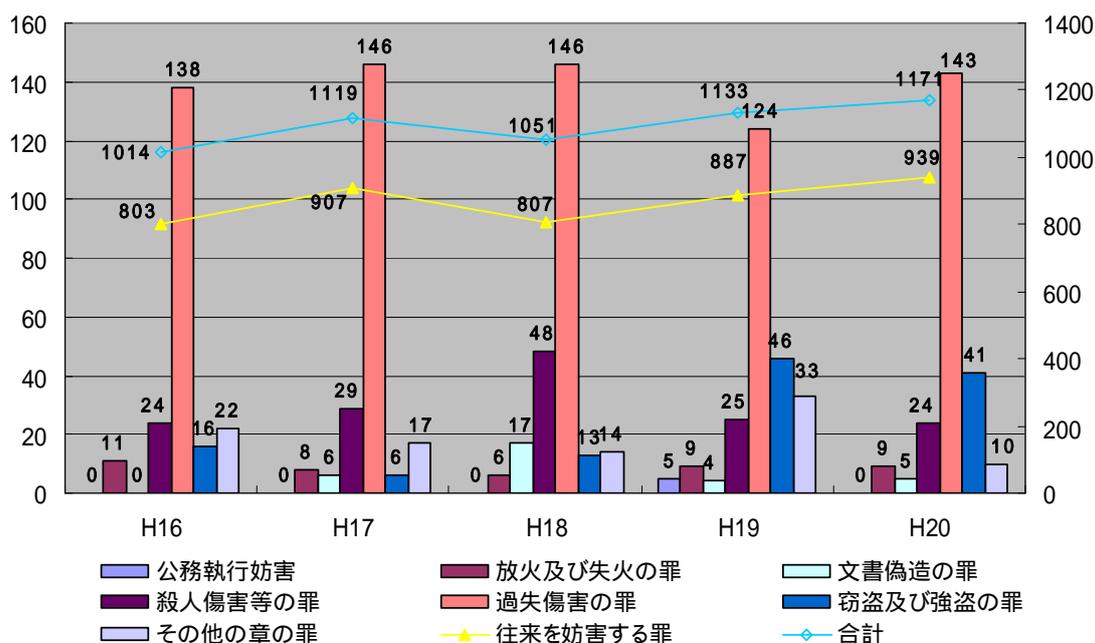
## 4 . 刑法犯の取締り状況

平成20年の刑法犯の送致件数は1,171件(前年1,133件)で、前年と比較し36件(約3%)増加しました。

罪種別では、衝突や乗揚げ等の往来を妨害する罪(業務上過失往来危険等)が939件で全体の約80%、次いで過失傷害の罪(業務上過失致死傷等)が143件で全体の約12%とこれら船舶運航上の過失に起因するものが全体のおよそ9割を占めています。このほか殺人傷害等の罪、放火失火の罪、窃盗強盗の罪として74件を送致しました。

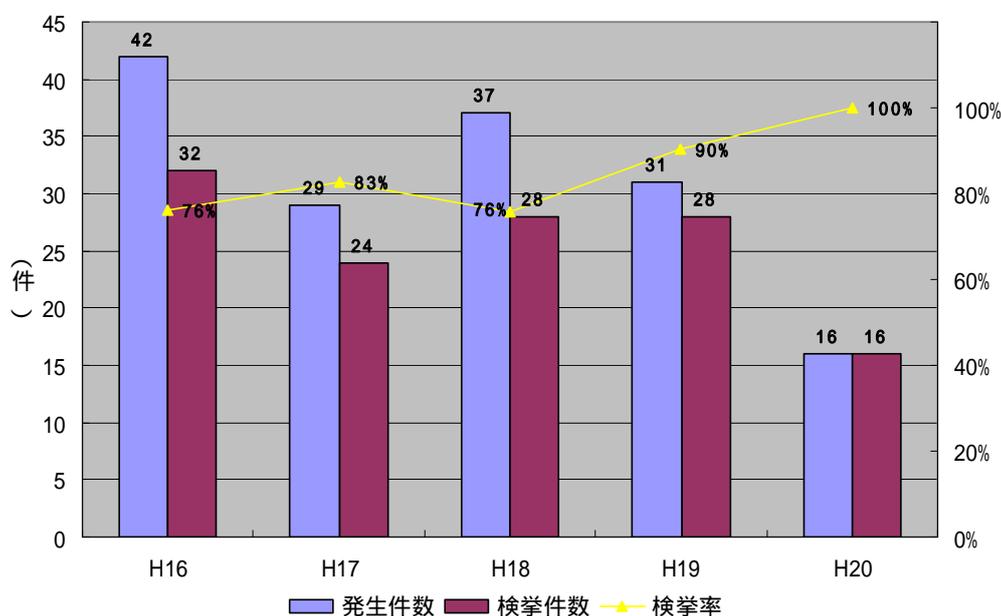


## 《刑法犯の法令別送致件数の状況》



また、これらのうち衝突逃走事件、いわゆる「当て逃げ」は16件(前年31件)発生、16件検挙(前年28件)し検挙率は100%(前年90%)でした。当て逃げは、衝突相手船が転覆・沈没、乗組員が死亡するケースも多く、一旦逃走されると外国の港等の遠隔地へ逃走されるおそれもあるため、発生情報入手後直ちに巡視船艇・航空機を緊急配備するほか、衝突相手船の遺留塗膜の採取、分析等による「科学捜査」も駆使して逃走船舶の割り出し、検挙に努めています。

## 《衝突逃走事件の発生・検挙件数及び検挙率の状況》



## 【平成20年の主な事件】

### 野島埼南方で海上自衛隊イージス艦と小型漁船が衝突、乗組員2名が死亡(横須賀海上保安部)

平成20年2月、野島埼の南方約42キロメートルの海上で、漁場向け航行中の漁船と横須賀港に帰港中のイージス艦が衝突し、漁船船体が破断するとともに、乗組員2名が行方不明となる事故が発生しました。横須賀海上保安部では、捜査の結果、事故はイージス艦当直士らの見張り不十分が事故の原因であることを特定し、当直士官ら2名を業務上過失往来危険及び業務上過失致死容疑で検挙しました。

### 明石海峡で貨物船等3隻が多重衝突(神戸海上保安部)

平成20年3月、明石海峡航路東口付近において、航路入港中の貨物船、液化ガスばら積船及び砂利採取運搬船が絡む多重衝突が発生、貨物船が沈没し4名が死亡する事故が発生しました。神戸海上保安部は、捜査の結果、砂利採取運搬船一等航海士が前方の見張りを放棄していたことから接近する液化ガスばら積船に気付くことなく衝突、この後引き続いて、液化ガスばら積船が貨物船に衝突したことを特定し、砂利採取運搬船一等航海士ら2名を業務上過失往来危険及び業務上過失致死容疑で検挙しました。

### 小豆島沖に停泊中のタンカー船内において殺人未遂事件が発生(小豆島海上保安署)

平成20年9月、小豆島沖に停泊中のタンカー船内で二等航海士が一等航海士を包丁で刺し、負傷させる事件が発生、小豆島海上保安署は、二等航海士が一等航海士の作業態度に立腹して調理室にあった刺身包丁を持ち出し一等航海士の背後から切り付けたことを特定し、二等航海士を殺人未遂容疑で通常逮捕しました。

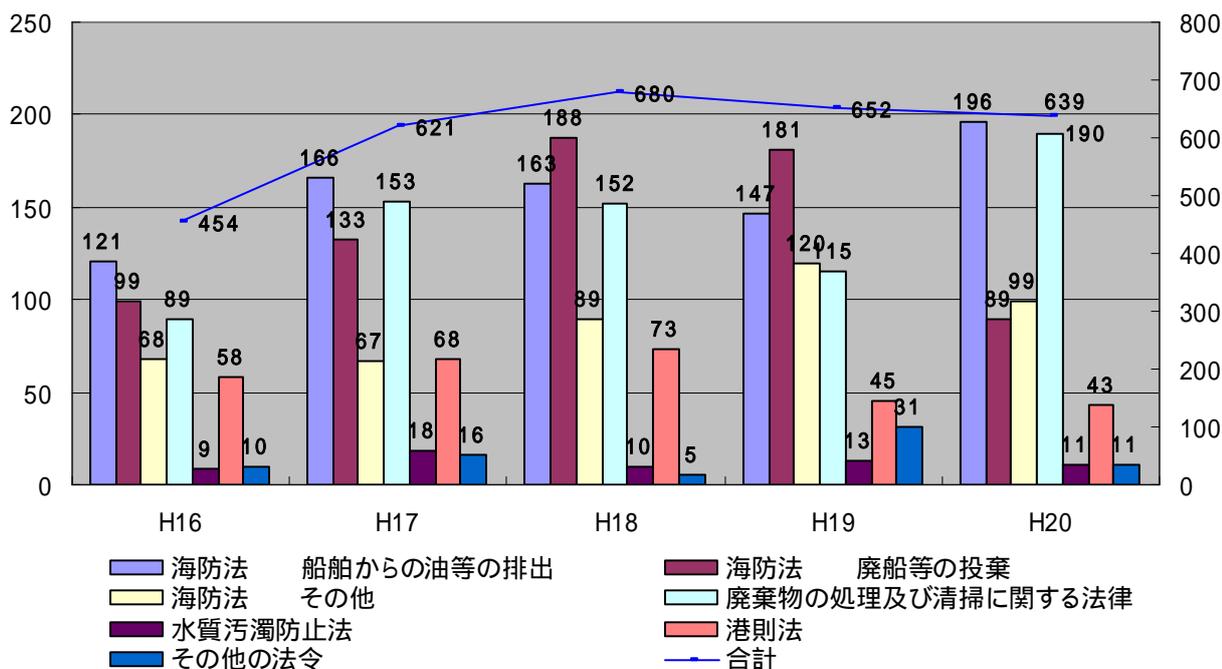
## 5. 海上環境関係法令違反の取締り状況

平成20年の海上環境関係法令違反の送致件数は639件(前年652件)で前年と比較し13件(約2%)減少しました。

罪種別では、船舶からの油や有害液体物質の排出等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の送致件数が384件で全体の約60%を占めており、次いで廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の送致件数が190件で全体の約30%を占めています。



## 《海上環境法令違反の法令別送致件数の状況》



( 海防法：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律)

環境保全の意識が高まる中、依然として処理費用の軽減や設備不良による船舶からの油等の不法排出や臨海工場からの汚水の不法排出は後を絶たず、その形態も、夜間航行中の船舶からの排出・投棄など、潜在化、悪質・巧妙化が進む傾向にあります。

また、外国船舶に対する油等の不法排出事犯取締りについては、国際条約に基づき船舶の航行の利益に配慮した取締りを実施(担保金の提供による釈放制度を運用)しており、その結果、30 事件についてこれを適用し、総額 3,550 万円の担保金の提供を受けました。

### 【平成20年の主な事件】

#### 水産動物系残さを不法投棄した水産加工業者らを検挙(小樽海上保安部)

平成20年6月、小樽海上保安部は、水産動物系残さを水産加工場前面海域へ不法投棄していた水産加工業者2名及び法人を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により検挙しました。その後の捜査により、平成20年4月から22回にわたり、水産動物系残さ合計約1トンを付近海域に不法投棄していたことが判明しました。

### 宮崎沖において有害液体物質を不法排出したパナマ籍ケミカルタンカー船長らを検挙（宮崎海上保安部）

平成20年1月、しょう戒中の鹿児島航空基地所属航空機が、宮崎県沖の我が国排他的経済水域において、油状物を排出しながら航行するパナマ籍ケミカルタンカーを認めたことから、宮崎県油津港へ任意入港させ、同船船長及び一等航海士をパーム油等有害液体物質約400リットルを含む洗浄水を排出方法に関する基準に従わず海域へ不法排出したとして、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙しました。

本件は、国際条約に基づく担保金の提供による早期釈放制度を適用しています。

### 基準値を超過した汚水を排出した有機化学工業製品製造業者らを検挙（若松海上保安部）

平成20年7月、若松海上保安部は、有機化学工業製品製造工場において発生した基準値の最大21倍のフェノール類などを含む汚水を排出したとして、同社社員及び法人を水質汚濁防止法違反で検挙しました。

### 廃船の不法投棄に関与した13名を検挙（宇和島海上保安部）

平成20年6月、宇和島海上保安部は、かねてから捜査を進めていた27隻の不法投棄された廃船のうち時効をむかえていない6隻について、不法投棄に関与した計13名を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙しました。

## 6．薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

平成20年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は14件(前年21件)で、前年と比較し7件減少しました。

薬物・銃器事犯の態様は、ますます巧妙化の度合いを深めており、犯罪組織の関与も窺われることから、海上保安庁では、国内外関係機関との緊密な連携、情報交換の促進等を強化し、平成20年は、海上保安庁単独又は他機関と合同で22件の薬物・銃器事犯を摘発しました。

薬物・銃器事犯においては、平成20年11月、インドネシア人船員及び荷受人の日本人が関与した、貨物船船内の隠し部屋に巧妙に隠匿していた大量の覚せい剤密輸入事件を摘発しました。また、従来からロシア人船員が関与した事件数が全体の多くを占めており、平成20年にあっても総摘発件数の6割を超える14件にロシア人船員が関与していました。

摘発の端緒としては、総摘発件数の8割近い17件を外国籍貨物船に対する立入検査等により船内等から摘発しています。

また、犯行形態としては、薬物・銃器が居室等の船内に隠匿されていたもの又は船員が着衣や所持品の中に隠匿していたものが主なものでした。

ロシア人船員の関与率が高い理由としては、海上保安庁の取締りに必要な要員の確保、ロシア船に対する徹底した立入検査等取締り体制の強化に加え、ロシア人船員の法令順守の意識の低さやロシア国内での大麻等の入手の容易さが主な要因とし

て考えられます。

摘発した事件の大半がロシア人船員による自己使用目的の大麻所持事犯と認められるが、これら船員による密輸の可能性も否定できず、我が国への薬物・銃器の流入を水際で阻止する必要性からも、引き続きロシア人船員による犯行には十分な警戒が必要であると考えています。

海上保安庁では、組織的・計画的に行われ、益々巧妙化する薬物・銃器の密輸事犯を水際で阻止すべく、引き続き、国内外関係機関と緊密に連携し、徹底した取締りを行っていくこととしています。

### 【平成20年の主な事件】

#### シエラレオネ籍貨物船乗組員による大量覚せい剤密輸入事件を摘発（門司海上保安部）

平成20年11月、門司海上保安部等は、警察、税関、麻薬取締官事務所と合同で、門司港田野浦岸壁に着岸中のシエラレオネ籍貨物船「UNIVERSAL」（総トン数1,195トン、インドネシア人12名乗組み）に対する搜索差押えを実施し、船内から覚せい剤約298.68kg（末端価格約180億円）を発見、押収し、同船船員12名全員と荷受人の日本人2名を覚せい剤取締法違反で逮捕しました。

#### カンボジア籍貨物船乗組員による大麻不法所持事件を摘発（小樽海上保安部）

平成20年12月、小樽海上保安部は、警察、税関と合同で、小樽港に着岸したカンボジア籍貨物船「SINARA」（総トン数1,225トン、ロシア人10名乗組み）の立入検査を実施中、同船居住区において大麻を発見し、この大麻を所持していたことを認めた二等機関士を大麻取締法違反（不法所持）で逮捕しました。

また、通常逮捕後の身体検査において、同人の股間に隠匿された、ビニール袋に包まれた鶏卵状の大麻を発見しました。

## 7. 出入国関係法令違反の取締り状況

平成20年の出入国関係法令違反の送致件数は14件（前年21件）で、前年と比較し7件減少しました。

主なものとしては、不法入国者の受け取りと不法出国者の引渡しを同時に行う一連の韓国人密航事件を摘発し、国際的密航斡旋組織の韓国人首謀者を国際手配しました。同事件の取り調べにおいて、不法出入国者を手引きした船員が、平成16年からテロ対策の一環として強化された港湾施設のゲート（出入りのチェックを実施）通過時に、他人の乗員上陸許可書を利用し、不法入国者と不法出国者の数を合わせて警備をすり抜ける巧妙な手法が明らかとなっています。

近年の船舶による不法出入国事犯の手口については、過去多発したコンテナ内へ

の潜伏や隠し部屋等に大量の密航者を隠匿する手法から、高速小型船を仕立てたもの、貨物船に少人数で潜伏するもの、偽変造船員手帳を利用するものへと手法が変化しており、依然として小口化・巧妙化が進んでいます。

また、平成11年以降摘発のなかった、ロシアルートによるイラン人不法入国事件を摘発しました。

海上保安庁では、今後も、不法出入国事犯を水際で阻止すべく、外国船舶に対する立入検査の徹底や関係機関からの情報収集分析体制の強化等、引き続き、徹底した水際対策を推進していきます。

### 【平成20年の主な事件】

#### 佐賀県呼子港及び山口県宇部港における韓国人不法出入国事件を摘発(福岡海上保安部・宇部海上保安署)

平成20年5月、宇部海上保安署は警察から不法入国者等逮捕の通報を受け、不法出国企図者運搬等の容疑船舶を韓国籍貨物船「EVER MASAN」と特定し、松山港内において松山海上保安部等と合同で同船の立入検査を実施したところ、隠し部屋から韓国人1名を発見、同人を不法出国企図容疑で逮捕、E号乗組員7名を営利目的不法入国援助容疑で逮捕し、さらに同7名を不法出国企図援助容疑で逮捕(再逮捕)しました。

一方、警察が逮捕していた手引者1名が、福岡海上保安部で内偵捜査中の呼子港における高速小型船による韓国人不法出入国事件にも関与した事実が判明し、同人の供述から内偵捜査中のもう1名の手引者を不法出国援助容疑で逮捕しました。さらに同事件において不法出国した韓国人1名が正規に入国している事実を突きとめ、同人を不法出国容疑で逮捕しました。

#### カンボジア籍貨物船「SARGAN」イラン人不法入国事件を摘発(稚内海上保安部)

平成20年6月、稚内海上保安部は、稚内港に入港したカンボジア籍貨物船「SARGAN」に対し関係機関と合同で立入検査を実施したところ、船内居室において乗組員名簿に記載のない12名のイラン人を発見、警察が同2名を不法入国容疑で逮捕し、稚内海上保安部が乗組員5名を集団密航助長容疑で逮捕しました。

## 8. その他の法令違反の取締り状況

平成20年のその他の法令違反の送致件数は、不法無線局の開設等の電波法違反179件をはじめとする233件(前年351件)で、前年と比較し54件(約23%)の減少となりました。

送致件数が減少した主な理由として昨年取締りを強化した地域での電波法違反の件数減少が挙げられますが、全国的には依然として電波法違反の件数が高い傾向にあり、漁船やプレジャーボートに不法に設置された無線局が潜在的に多数存在、又は、不法開設が後を絶たない状況にあるものと推測されます。

また、関税法違反、国際船舶及び国際港湾の保安に関する法律違反については、

昨年に引き続きほぼ同数の違反を摘発しており、同種違反については引き続き警戒が必要であると考えています。

### 【平成20年の主な事件】

#### 大量偽造クレジットカード原板無許可輸入事件を摘発（蒲郡海上保安署）

平成20年6月、蒲郡海上保安署等は、税関と合同で、三河港蒲郡岸壁に着岸したシエラレオネ籍貨物船の乗組員2名を、5,009枚に及ぶ大量の偽造クレジットカード原板の無許可輸入容疑で逮捕しました。

#### パナマ籍貨物船を無通報入港により検挙（東京海上保安部）

平成20年3月、東京海上保安部は、韓国から瀬戸内海を經由して京浜港向け航行するにあたり、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際航海・港湾保安法）に基づく船舶保安情報（事前通報）を東京海上保安部に通報することなく特定海域である瀬戸内海に入域したパナマ籍貨物船（6,340トン）船長を同法違反等で検挙しました。

#### 船舶代理店代表取締役等を虚偽通報により検挙（名古屋海上保安部）

名古屋海上保安部は、船舶代理店取締役が通報する国際航海・港湾保安法に基づく船舶保安情報（事前通報）について、通報時点における船舶の位置が不正確であることが多かったことから、同取締役に対し適正な通報を実施するよう、その都度指導していたにもかかわらず、平成20年10月に韓国から名古屋港に入港したツバル籍貨物船（1,845トン）の入港に際し通報時点における船舶の位置、本邦の港に入港する直前の寄港に関する事項等、事実と異なる船舶保安情報を名古屋海上保安部に通報したことから、同取締役及び当該船舶代理店を同法違反で検挙しました。

## 入港等規制状況

### 1. 国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制状況

海上保安庁では、「国際船舶・港湾保安法（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律）」第4章（第44条～第46条）の規定に基づき、外国から本邦の港（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を含む。）へ入港する船舶に対する規制を厳正に実施しているところです。

平成20年においては、外国から本邦の港へ入港しようとする船舶から、65,950件（前年比2,504件減（3.7%）の船舶保安情報（事前通報））の通報があり、これら入港船舶のうち、船舶保安情報の通報内容等から保安措置（船舶に義務づけられた自己警備）が的確に講じられているかどうか調べる必要がある船舶4,341隻に対して海上保安官による立入検査を実施し、テロの危険のおそれの有無等について確認を行った結果、問題のある船舶は認められず、入港禁止等の強制措置に至った例はありませんでした。

なお、船舶保安情報を適正に通報することなく入港した船舶について12件を検挙

しています(平成 20 年の主な事件については、 . 8 に掲載)。

海上保安庁では、今後とも、本法に基づき本邦の港に入港する船舶に対する規制を適切に実施し、もって船舶や港湾施設等に対するテロの未然防止に徹底を期すこととしています。

## **2 . 領海等における外国船舶の航行に関する法律の執行状況**

平成 20 年 7 月 1 日施行された「領海等における外国船舶の航行に関する法律」により、海難を避けるため等の正当な理由が無いにもかかわらず、我が国領海及び内水で、停留や徘徊を行っている外国船舶のうち、必要と認めるものに対して立入検査を行い、領海外への退去を命じることができるようになりました。

海上保安庁では、平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの半年間で、我が国領海及び内水において、停留等を行っていた 79 隻の外国船舶に対して同法に基づく立入検査を実施し、うち、再三の指導に従わなかった 1 隻に対しては、同法に基づき領海外への退去を命じました。また、正当な理由が無いと認められた外国船舶 113 隻に対して、領海外への退去を指導しました。

海上保安庁は、外国船舶の不審な行動を抑止するため、引き続き同法を的確に運用して、領海等の安全の確保に万全を期すこととしております。

### **【領海外への退去を命じた事例】**

第七管区海上保安本部は、平成 20 年 7 月 9 日、福岡県北九州市沖の領海内( 関門海峡付近海域 ) を停留・徘徊していたカンボジア船籍の貨物船を発見、領海外へ退去するよう再三指導したにもかかわらず、同船はこれを無視したことから、立入検査を実施の上、正当な理由が無いことを確認し、同法に基づく領海外への退去を命じました。